

大口町告示第 46 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、平成 22 年度大口町一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成 22 年 4 月 1 日

大口町長 森 進

1 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみの排出量は、自家処理、集団回収等を除き 7, 166 t とし、適正処理に努める。

排出量内訳

種類	排出量 (t)	細分類
可燃ゴミ	5, 480	収集車 (家庭系) 直接搬入 (事業系) 自己搬入
プラスチック類	85	その他プラスチック
可燃性粗大	150	有料可燃粗大 中型可燃
不燃性粗大	80	有料不燃粗大 中型不燃
埋立ごみ	50	陶磁器・ガラス
資源ごみ	1, 309	缶類 (スチール・アルミ・金属) 剪定枝 ビン類 (生ビン・無色ビン・有色ビン) プラスチック類 (ペットボトル・トレー・容器包装類) 古紙類 (新聞・雑誌・ざつがみ・段ボール・紙パック)

特別ごみ	12	有害ごみ（乾電池・蛍光灯）
計	7,166	

(2) し尿の排出量は1,150KL、浄化槽汚泥の排出量は6,000KLとし、適正処理に努める。

2 一般廃棄物の処理主体

(可燃ごみ、資源ごみ等)

(1) 可燃ごみは、委託業者及び下表に掲げる許可業者による収集（多量の場合は、自己搬入）、処分については、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて行うものとする。

ミナミ産業(株)	第一環境(株)	大和エンタープライズ(株)
(株)中部クリーンシステム	東海装備(株)	(有)タツミ産業
中日コプロ(株)	(有)愛知環境センター	坪井金属(有)
やまもと企画(株)	内藤商店	(有)伸和环境
中部メディカル(有)	(株)ハニダ	木曾川環境クリーン(株)
(株)クリエーション	(有)芳村商店	大和エネルフ(株)
シバタ(株)	(有)シンセイ	(有)江南紙原料
(株)東海SUNKEY	(有)ホテイクリーン	(株)大栄工業
(株)倉衛工業	(有)紙資源名古屋	エコムカワムラ(株)
大成環境(株)	(有)小島総業	上田商店

(2) 廃プラスチック類（その他プラスチック類）は、江南丹羽環境管理組合環境美化センター搬入後適正処理を行うものとする。

(3) 有料戸別収集による粗大ごみと不燃物集積場からの中型ごみの処理については、可燃物は江南丹羽環境管理組合環境美化センターで不燃物は委託業者にて行うものとする。

(4) 埋め立てごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。

(5) 資源ごみは、町・委託業者による収集、資源化処理を行うものとする。容器包装プラスチック類及びペットボトルについては、容器包装リサイクル法

に基づく指定法人ルートにて再商品化を図るものとする。

(6) 特別ごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。

(7) 資源ごみ及び特別ごみについては、大口町資源リサイクルセンターにて月曜日から土曜日まで（国民の祝日を除く。）常時回収を行うものとする。

(し尿及び浄化槽汚泥)

(1) し尿及び浄化槽の清掃に伴って生じる汚泥の収集は、許可業者〔㈱倉衛工業、㈱東海SUNKEY、(有)扶桑クリーン社、㈱大栄工業、(有)ホテイクリーン、(有)犬山衛生管理組合とし、し尿及び浄化槽汚泥の処分は、愛北クリーンセンター〕によるものとする。

3 処理計画

(ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画)

(1) ごみ処理実施計画

可燃ごみ（台所ごみ）の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機器及びボカシの利用による自家処理に努める。また資源ごみ、埋立ごみ、粗大可燃ごみ、廃プラスチック類、特別ごみについては、今後一層分別の徹底を図り、資源ごみの再資源化に努める。

(2) 適正処理困難物

特定家庭用機器再商品化施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（ユニット形エアコンディショナー、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機）資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品（パーソナルコンピューター、密閉型蓄電池）及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項に基づき町長が適正な処理が困難であると指定したパーソナルコンピューター（指定再資源化製品を除く）、機械油、塗料、プロパンガス容器、スプリング入りマットレス、バッテリー、消火器、オートバイ、原動機付自転車、耐火金庫、農業用機械器具、ピアノ、業務用機械器具、建築廃材、事業所から出る粗大ごみ、その他処理が困難なもの

(3) 生活排水処理実施計画

公共下水道、集落排水及び合併処理浄化槽による処理を推進する。

区域 町内全域

(4) 収集運搬計画

収集運搬量

区 分	委託業者の収集運搬量	許可業者の収集運搬量	自己搬入量
可燃ごみ	3, 370	2, 109	1
プラスチック類	85		
粗大ごみ	230		
埋立ごみ	50		
特別ごみ	12		
資源ごみ	1, 309		
し尿		1, 150	
浄化槽汚泥		6, 000	

(5) 収集区域 町内全域

収集回数

区分	運搬先	収集運搬量 (t)
可燃ごみ	江南丹羽環境美化センター	5, 480
プラスチック類	江南丹羽環境美化センター	85
粗大ごみ	江南丹羽環境美化センター及び委託業者の処理場	230
埋立ごみ	委託業者の処理場	50
特別ごみ	委託業者の処理場	12
資源ごみ	委託業者の処理場	1, 300
し尿	愛北クリーンセンター	1, 150
浄化槽汚泥	愛北クリーンセンター	6, 000

収集運搬量のうちし尿と浄化槽汚泥についての単位はKL

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

(ごみ処理施設)

施設名 江南丹羽環境管理組合環境美化センター
所在地 丹羽郡大口町河北一丁目131番地
形式 旋回流型流動床式焼却炉
能力 150t/24H (75t/24H×2炉)

(し尿及び浄化槽汚泥処理施設)

施設名 愛北クリーンセンター
所在地 岩倉市野寄町向山760番地
形式 高負荷脱窒素処理方式
能力 280KL/日 (115KL/日・浄化槽汚泥165KL/日)

(2) 残渣の処分方法

処理施設内、アセック及び委託業者(処理施設)に埋立処分とする。

5 その他

- (1) 長期的、総合的視点に立って、計画的なごみ減量の推進を図るため「ごみ処理基本計画」を基本に進める。
- (2) 可燃ごみ(台所ごみ)の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度、ボカシ利用による堆肥作りのPRにより、さらにごみの減量に努める
- (3) 分別収集(廃食用油分別収集)による資源再利用の実施及び必要性など、物の大切さを「広報」等を通じて町民に啓発を図る。
- (4) 「広報」「ごみゼロ運動」及び「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動」及び「アダプトプログラム」を通じ、ごみ散乱防止意識の啓発に努める。
- (5) 資源ごみ集団回収団体に助成金の交付することにより、資源回収活動を奨励し、資源の有効利用を図る。
- (6) 家庭での資源ごみ分別の徹底を図るため、地域での資源ごみ回収の利用及び資源リサイクルセンターの利用にポイント制度を実施する。
- (7) 事業系資源ごみの有価買取制度を実施し、事業系の資源ごみの分別の徹底を図る。
- (8) 不燃物集積場整備事業補助金を交付することにより、一層のごみ分別処理の

効率向上を図る。

(9) 下水道、集落排水の普及に努め、河川浄化を図る。

(10) 合併処理浄化槽補助金を交付することにより、環境衛生の向上を図る。